

提出事項	内容	回答	回答内容
①発熱外来の設置を		4/24	4/24発熱外来の設置は、地域医療機関及び医師会との連携が不可欠です。今後、先行事例となる水戸市の状況などを注視しながら、取手医師会とともに検討を重ねてまいります。 【保健センター】
		5/1	口頭回答⇒医師会事務局と話し合いを持ったが2市1町で運営しているので足並みがそろわない（主体はどこか、費用はどうするか、発熱外来から先の体制など）。たらい回しの現状をどう解決するかが問題である。保健センターが相談窓口になっている。以前に比べて電話そのものはつながりやすくなっているが曜日などによって多少違いがある。
		5/8	医療体制に関するガイドライン（厚生労働省）によりますと、発熱外来の目的は新型インフルエンザ等の患者と、それ以外の疾患の患者を振り分けることで両者の接触を最小限にし、混乱を最小限とすることとなっております。発熱外来の設置にあたっては、地域医療機関及び医師会との連携・調整が不可欠であり、医師以外の看護師等の専門スタッフや事務職等の配置や受診者の動線問題など、受診環境に係る課題が多々ある状況です。このような中、発熱外来に関する様々な課題に対し、現在、県と県医師会においてスキームを作成中とのことです。発熱外来設置の主体となる、県及び県医師会における方向性の確認と共に、取手市医師会の先生方の意見を伺いつつ、県・県医師会より示されるスキームの方向性を待っている段階です。 【保健センター】
②「緊急時生活支援チーム」の設置を		4/24	愛知県犬山市の状況を確認しました。感染拡大の状況により、そうした支援の必要性も考えられますので、近隣市町村での体制等も参考にし、情報収集を続けてまいります。 【本部事務局 健康づくり推進課】
		5/1	口頭回答⇒相談があった時点ですぐに対応する。支援チームの周知方法については考えていく。
		5/8	支援の申し出があった場合に速やかに対応ができるよう、準備を進めます。実施方法や生活支援体制を整備し、ホームページ等で周知して参ります。 【本部事務局 健康づくり推進課】
		5/27	外出のできない自宅療養者（軽症者）への生活支援の方法については、幾度となく協議・検討を行った結果、その後ご提案をいただきました「自宅療養セット」のお届けが最適ではないかとの結論に至り、第2波第3波の感染拡大に備え、実施準備をしていくこととなりました。 【本部事務局 健康づくり推進課】
③酸性電解水（次亜塩素酸水）などの無料配布により、市民の不安解消を		4/24	次亜塩素酸水生成器については、価格、コロナ禍終息後の利用方法、誤飲の危険性、断水時に利用できないなどいくつかの課題があげられます。さらに、手指消毒薬としては確実な有効性が確認されていないとの政府答弁もあることから、今後、これらの課題をふまえたうえで、検討してまいります。 【保健センター】
		5/1	5/1口頭による回答⇒いただいた酸性電解水（次亜塩素酸水）は各小中学校へ配布した。製造する機械を買った方がいいのかを含めて現在検討している。近日中に結論を出す。
		5/8	新型コロナウイルスの感染拡大により消毒液の入手が困難になっている中、4月13日、取手中央ライオンズクラブから市内の小中学校をはじめ、保育所や幼稚園、障害者施設など60施設に、1個所あたり20リットルの次亜塩素酸水の寄贈がございました。このうち、教育委員会では、各小中学校及び藤代幼稚園に16日から次亜塩素酸水の配布を開始し、5月7日からの学校再開に向けて、事前に施設内共用部分等の消毒を行い、子ども達が安心した形で学校生活に戻れるよう準備を進めておりました。しかし、学校休業が5月31日まで延長されたことや、寄贈いただいた次亜塩素酸水の使用期限が3週間と短いことから、小学校の次亜塩素酸水につきましては、放課後子どもクラブにて有効利用させていただきました。また、中学校の次亜塩素酸水につきましては、校内の消毒に使用した残量を、有効に活用させていただくため、市役所窓口業務用の消毒液にも使用させていただいたところであります。なお、次亜塩素酸水につきましては、20リットルの引き換え券もいただいており、学校再開時に感染予防対策として有効利用をさせていただきたいと考えております。 【学務給食課】 対策本部では、次亜塩素酸水の製造機械の購入を決定しましたので、少しでも早く市民の皆さまへ配布できるよう、準備を進めて参ります。 【本部事務局 健康づくり推進課】

提 言 事 項		5/27	市民向け次亜塩素酸水（電解水）を、本庁舎（議会棟下）、藤代庁舎ロビーの2箇所にて、6月6日（土）・7日（日）・13日（土）・14日（日）9時～正午にお越しいただいた市民に無料で配布することとなりました。持参いただいた空のペットボトルに生成した次亜塩素酸水を入れ、チラシ（使い方や諸注意）やシール（次亜塩素酸水・飲用不可を表示）をお渡しします。今後の配布場所等につきましては、4日間の実施状況により、検討・決定して参ります。 【本部事務局 健康づくり推進課】
	④緊急事態宣言対象地域からの来県・来市自粛の周知を	4/24	緊急事態宣言以降、特定の遊戯施設等に県外からも多くの方が訪れていることは把握しており、県の自粛要請は市ホームページなどを通じて周知しています。市民の皆さまの不安を解消できるよう、県に対しては特措法に基づく実効性のある措置を取っていただくよう要請しております。 【政策推進課】
	⑤防災行政無線の点検、活用と広報車による市内巡回啓発を	4/24	防災無線につきましては、バッテリーが原因の不具合が9箇所で確認されています。あらためて5月15日までに122か所の点検を実施する予定ですが、ゴールデンウィークまでに終了できるよう、業者にご協力いただいております。なお、外出自粛のご協力への謝意については、4月17日に防災無線にて放送いたしました。 【安全安心対策課】
		5/1	口頭回答⇒ゴールデンウィーク中、広報車を出して実施する。
		5/9	防災無線の不具合は、3月に3箇所、4月6日～7日にかけて6箇所が発生しました。原因は、バッテリー電圧の低下により装置の停止が発生したものです。3月31日までに2箇所を修繕し、4月3日に1箇所、4月8日に3箇所、4月10日に3箇所の修繕を終えました。また、4月13日からは新設箇所122箇所の点検を実施し、4月28日に全ての点検を終えました。今回不具合が発生した地域に対し、広報車等による周知の配慮が足りませんでした。今後、防災無線放送を行う場合においては、不具合箇所を予め把握している場合には、広報車による周知を行うなどの対応を行います。なお、防災無線の放送内容は、市ホームページ、メールマガジン、フリーダイヤルの他、今年度から導入した防災ラジオでも確認することができます。防災無線を放送した日3月31日、4月3日、4月9日、4月17日 【安全安心対策課】
	⑥新型コロナウイルス感染症が拡大している今、大規模災害を想定した方策・方針の確立と周知を	4/24	避難所増設に向けて、現在の避難所以外の使用の可否などや、県と（公財）全国賃貸住宅経営者会連合会との協定の活用、市民への協力の訴えなど、検討・確認作業を進めています。また、友人知人宅や親せき宅への避難についても検討しており、今後方策が決まり次第、速やかに広報・ホームページでお知らせします。 【安全安心対策課】
	⑦保育園や幼稚園送迎時に保護者のマスク着用の啓発を	4/24	各園の出入口等にマスク着用のご協力について掲示しました。 【子育て支援課】
		4/24	市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税につきましては、国による「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、徴収猶予、税額の特例措置を実施する予定です。後期高齢者医療保険料につきましては、今後の県後期高齢者医療連合の通知に基づいて対応します。国民健康保険における傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又はその疑いのある者を対象に含める条例改正を予定しています。⑧ 各種情報は、随時ホームページを更新し、お知らせしてまいります。 【納税課、課税課、国保年金課】
	5/1	口頭による回答⇒独自の減免の考えはない。納税相談を丁寧にやっていく。	

<p>⑧市民税、固定資産税、国民健康保険税の納期限猶予や減免措置の検討を</p>	<p>5/8</p>	<p>市民税、固定資産税、国民健康保険税の納期限猶予については、4月30日の地方税法の一部改正により、新型コロナウイルスの影響による徴収猶予の特例制度が施行されました。対象となる要件については、令和2年2月以降の任意期間（1か月以上）に事業等の収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少、または一時に納付が困難である場合などとなっています。特例制度の適用を受けるにあたり、納税義務者本人からの申請が必要になりますが、当該案件による相談があった場合には現状をよく確認させていただき、現行の徴収猶予の適用も含めて柔軟かつ適切に対応してまいります。また、申請については郵送でも受け付けており、市ホームページにも掲載して周知しておりますが、今後は市広報においても周知してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【納税課】</p> <p>市民税、固定資産税については、国による「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」における税制上の措置に基づく特例措置を適切に実施してまいります。取手市独自の減免措置を講じるという考えはありません。</p> <p style="text-align: right;">【課税課】</p> <p>国民健康保険税につきましては、国による「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、徴収猶予、税額の特例措置を実施する予定です。後期高齢者医療保険料につきましては、今後の県後期高齢者医療連合の通知に基づいて対応します。なお、取手市独自の減免措置を講じるという考えはありません。各種情報は、随時ホームページを更新し、お知らせしてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【国保年金課】</p>
	<p>5/27</p>	<p>徴収猶予の特例制度につきましては、市ホームページの他、市広報5月1日号及び15日号にも掲載して周知しました。なお、今後の予定として市県民税の納税通知書発送後の6月20日及び21日、国民健康保険税の納税通知書発送後の7月18日及び19日の土日において、休日納税相談を実施します。（市ホームページ掲載済、市広報6月1日号に掲載予定）また、両税の納税通知書には「徴収猶予の特例制度」のチラシを同封する予定です。</p> <p style="text-align: right;">【納税課】</p> <p>国民健康保険税につきましては、引き続き国による「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、税額の特例措置を実施する予定です。また、6月の議会定例会において国保税減免に関する条例改正案を上程し、例規の整備も進めております。後期高齢者医療保険料の減免および徴収猶予につきましては、令和2年5月11日付厚生労働省保険局高齢者医療課から通知されました基準に則り財政支援を行うため、県広域連合の取扱要綱改正後、要綱に基づき対応します。各種情報は、随時ホームページ、「広報とりで」等にてお知らせしてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【国保年金課】</p>
<p>⑨市奨学金制度の願書受付期間延長、要件緩和、増額を</p>	<p>4/24</p>	<p>願書受付期間は延長を図り、郵便等による申請の案内も含めて広報とりで、ホームページ等により改めて市民に周知いたします。要件緩和につきましては、従来、世帯の「前年の所得額」に応じて判定しているところ、新型コロナウイルス感染症に係る影響により家計が急変した場合の救済措置として、「急変後の所得の見込み」により要件を満たすことが確認されれば奨学金の支援対象となるよう、時限的な規則の変更により対応してまいります。貸付金の額につきましては、変更の予定はございません。</p> <p style="text-align: right;">【教育総務課】</p>
<p>1. 感染拡大が悪化しつつある状況を踏まえ、回覧板を回す必要性、内容の緊急性等について、市からのアドバイスと市政協力員への市の方針はどうなっているのか？</p>	<p>4/24</p>	<p>庁内向けには、緊急性と必要性を検討し、極力地域への回覧を行わないよう協力を要請しています。（4月3日）市政協力員には、イベント等の開催に係る注意喚起等を3回通知しています。（3月30日、4月3日、10日）1. 自治会町内会には、ホームページを通じて自粛のお願いや活動を行う際の注意事項を発信しています。（3月18日、23日、4月3日、8日、14日）</p> <p style="text-align: right;">【市民協働課】</p>
	<p>5/27</p>	<p>自治会町内会へ、ホームページを通じて自粛のお願いや活動を行う際の注意事項の発信を継続しています。（4/17以降のホームページ発信日 4月17日、5月7日、15日）。</p> <p>また、市政協力員等からの問い合わせに対して、個別にアドバイスをするなど適時対応しています。</p> <p style="text-align: right;">【市民協働課】</p>

調査事項	2. 市内飲食店への救済支援はどのように検討されているのか？	4/24	4/24現在、テイクアウト（持ち帰り）が可能な店舗に対し、商工会やMatch等と連携して、販売支援を行う方向で検討準備を進めているところです。具体的には、テイクアウトを実施する店舗を募り、商工会や市の専用ウェブページでの紹介や、必要なチラシ・ポスター等の配布補助、Matchマーケットを活用した販売スペースの確保や代行販売等、可能な限りでの支援に努めてまいりたいと考えております。 【産業振興課】
		5/27	現在、市内飲食店等を支援する施策として次の事業を実施しております。 ①テイクアウト専用特設サイトの開設（5月3日～） 【内容】市商工会との連携により市内の飲食店事業者等で、テイクアウト販売を実施している店舗の紹介をするものです。 ②テイクアウト事業補助金（5月14日～10月31日） 【内容】市内飲食店事業者等を対象に、テイクアウト販売を指定店舗（現在、アトレ取手1階のMATCH MARKET）で行う際に生じる出店料等を補助するものです。補助上限は1事業者に対し30万円。 ③出前・テイクアウト商品応援補助金（5月22日～10月31日） 【内容】市内飲食店事業者等を対象に、出前やテイクアウト販売を実施する場合、販売価格の一部を市が補助（1商品あたり1/2かつ300円を上限、1事業者あたり上限30万円）するものです。 【産業振興課】
	3. 休校時、日中、公園等で遊ぶ子どもたちへの防犯体制はどのようになっているのか？	4/24	主旨確認の上、調査させていただきます。
		5/11	外出自粛要請が出されている中、運動不足になりがちな子どもたちが公園等で体を動かすことはとても重要だと認識しております。そのような中、公園内でも密接を避ける必要がありますし、防犯上の注意も必要となります。そこで、市では5月2日から5月6日までの連休期間中、公園や運動施設等において感染予防に関する呼びかけを行いました。市内を3地区に分け、公用車3台で、職員が2人1組となりパトロールしました。また、連休期間中、公園を管理する水とみどりの課を中心とした建設部で、市内の主な公園の利用状況確認のためのパトロールを実施しました。また、取手地区防犯協会や取手警察署にもパトロールの依頼をしました。
	4. 市職員の感染予防策はどのようになっているのか？	4/24	マスク着用の励行（職員互助会でマスクの購入及び配布を予定）・窓口用アクリル板、ビニールシートの設置・時差勤務、分散勤務、在宅勤務の導入・庁舎内における手指消毒アルコールの設置・毎朝の検温及び所属長への体調報告・定期的な事務室の換気・窓口を含めた執務室、会議室の環境消毒・時間差での食事 【人事課、消防本部】
	①年度内事業実施の有無決定による新型コロナウイルス感染症関連事業への振り替えを	5/11	新型コロナウイルス感染症の影響により、年度当初よりイベントや事業の中止や延期が発生しています。そのため、現時点においても、年度内事業実施の有無を決定することや、感染症関連事業への振り替えの必要性は理解しております。しかし、先が見えない現時点において拙速な判断は困難であり、各事業の実施、先送り、振り替え等については、今後の状況により各部署において順次判断していくこととなります。早急な対応が必要な事業につきましては、予備費の充当なども考慮し、的確に実施してまいります。 【本部事務局 健康づくり推進課】
			一斉休校により虐待リスクが高まる家庭への対応については、国通知をうけ対象となる児童や家庭に対し支援につながる取り組みをしております。就学児童については教育委員会指導課及び各学校との連携のもと虐待リスクの高い取手市要保護児童対策地域協議会登録児童について、令和2年4月16日から令和2年5月1日までの間は、小学1年生から中学3年生の要対協登録児童の居場所を各学校で用意しました。5月1日以降については、学校は全校生徒に対して家庭への課題配布や回収を行い、その際インターホン越しや窓越しに児童生徒の確認を行うことにしております。加えて要対協登録児童については安否確認の報告を家庭児童相談室まで行うこととなっております。また登録家庭ではないが、必要と思われる家庭には、家庭児童相談室が電話等で相談を実施しています。さらに、家庭児童相談室では随時、DV相談や虐待相談を電話にて受け付けており、24時間体制のDVに関する電話相談（DV相談ナビ）や虐待に関する相談（虐待ホットライン）もあることから、オンライン相談については今後の検討と致します。 【子育て支援課 家庭児童相談室】

提言事項	②子育てや教育に関する電話・オンライン相談の開設を	5/11	<p>一方、就学前の教育・保育施設を利用する児童に対しては、市内保育所等の自粛期間を延長（5月6日までを5月30日まで延長）に伴い、各施設長に対し、要保護児童の家庭に対する状況確認（週1回程度）、他の心配な家庭についても電話等による確認をするように通知を発送しました。なお、ICTを導入した公立保育所（井野なないろ保育所）では、登園を自粛いただいている全家庭に「おたより」や「心配なことがあれば相談下さい」などのメッセージを配信しています。ICTは今年度内に全ての公立保育所に導入する予定ですが、前倒しでICTのカードを各家庭に郵送し、ICT導入の早期実施を検討しています。現在、市内4所の地域子育て支援センターは臨時閉所ですが、育児相談等は保健センターや家庭相談室でも対応しております。なお支援センターにご連絡いただいた場合は隣接の保育所に転送され、保育所職員が対応する流れとなっています。</p> <p style="text-align: right;">【子育て支援課】</p>
			<p>休業中でも、教育総合支援センターは電話や来所による相談を行っており、児童生徒及び保護者からの不安や悩み事相談に対応しております。この事については「広報とりで5月1日号」でもお知らせします。なお在宅勤務の推奨に伴い、TV会議の需要も急速に伸びているところです。その一方、様々なセキュリティの脆弱性も課題とされております。個人情報、セキュリティの確保をしっかりと担保しつつ、教育総合支援センターとしても、相談受付に対応し得る方策の可能性について検討しているところです。</p> <p style="text-align: right;">【教育総合支援センター】</p>
		5/27	<p>教育総合支援センターにおける相談業務の案内については、広報紙5月1日号への掲載、また、5月7日、8日に全児童・生徒へ課題配布を行った際に案内文書を配付しました。（その後、電話による新規相談6件、そのうちの1件については、来所にて延べ2回の面談を実施）オンライン相談の実施については、2名のスクールカウンセラー・スーパーバイザーと支援センター職員とでそのあり方について議論しました。利用者に対して適切な相談を行っていくためには、支援センターに来所頂き、心理の専門家による対面での面談が欠かせないことから、センター内での感染予防を徹底した上で、電話での相談受付と来所による面談を原則とすることといたしました。なお、Zoomを活用したオンライン相談を可能とする環境についても整備いたしましたが、再度感染拡大により来所が困難な状況となった場合など、緊急避難的対応が必要と判断される場合にのみ、以前来所面談を行っている方に限り、選択肢の一つとしてオンライン相談の実施を判断してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【教育総合支援センター】</p>
③市内飲食店支援策の実施を	5/11	<p>市内飲食店の支援につきましては、商工会と連携してテイクアウト紹介WEBサイト「TORIDE TAKEOUT」を開設するため、4月21日に掲載希望店の募集を開始し、商工会報の折り込み募集チラシにて多くのお店を募りました。5月3日にサイトを開設しておりますが、引き続き、取り組みの輪が広がられるよう、チラシ等の作成・配布を通じてPRに努めてまいります。また、テイクアウトを実施する店舗の販売支援ができるよう、Matchマーケットを活用した販売スペースの確保や代行販売等の検討を進め、効果的な販路拡大や安定収益を図るため、地域スーパー等での特設販売コーナーの設置について、大手事業者との調整を進めております。市では引き続き、商工会や関係機関と連携を図りながら、現状の自粛制限の環境下でいかに飲食店経営者が自立した運営を営むことができるか、事業者に寄り添いながら様々な施策を検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【産業振興課】</p>	
	5/27	<p>現在、市内飲食店等を支援する施策として次の事業を実施しております。</p> <p>①テイクアウト専用特設サイトの開設（5月3日～） 【内容】市商工会との連携により市内の飲食店事業者等で、テイクアウト販売を実施している店舗の紹介をするものです。</p> <p>②テイクアウト事業補助金（5月14日～10月31日） 【内容】市内飲食店事業者等を対象に、テイクアウト販売を指定店舗（現在、アトレ取手1階のMATCH MARKET）で行う際に生じる出店料等を補助するものです。補助上限は1事業者に対し30万円。</p> <p>③出前・テイクアウト商品応援補助金（5月22日～10月31日） 【内容】市内飲食店事業者等を対象に、出前やテイクアウト販売を実施する場合、販売価格の一部を市が補助（1商品あたり1/2かつ300円を上限、1事業者あたり上限30万円）するものです。</p> <p style="text-align: right;">【産業振興課】</p>	
④オンラインスタディの周知及び市教育委員会独自の不安解消に向けた施策を	5/11	<p>5/11本市が導入しているオンラインの学習システム「eライブラリ」、県が作成した授業動画「いばらきオンラインスタディ」の学習に全ての児童生徒が取り組めるようにするため、自宅インターネットを利用できる機会のない児童生徒に対しては、希望により学校のコンピュータが利用できることを周知したところです。また、児童生徒及び保護者の不安解消に向けた施策としましては、市内小中学校の校長を集めた会議を定期的開催し、「児童生徒への課題提示 → 電話・FAX・メール・登校による学習相談・個別指導 → 教員による学習の見取り・個別の支援」の流れで、全ての児童生徒の学習を支援していくこととしました。なお、小学校につきましては、市内の小中学校教職員が一丸となり、学校の垣根を越えて協働して課題を作成することで、学校間で学習に取り組む差が生じないようにいたしました。</p> <p style="text-align: right;">【指導課】</p>	

調査事項	1. 病院及び医療従事者に対する支援について、防護服不足、マスク不足など医療現場では様々な工夫をしている。取手市として、市民として支援できることへの方法はどのように検討されているのか？	5/11	<p>病院等においては、現実的に防護服やマスク不足などが課題となっているのが現状です。3月中旬から4月初旬には、新型コロナウイルス感染症協力医療機関や二次・三次救急医療機関、一般病院、一般診療所、歯科診療所、薬局に対し、国が買い上げた医療用マスクが県を通して配布されています。</p> <p>市では、取手市医師会及び歯科医師会に対し、3月27日に1,000枚ずつマスクを配布致しました。社会福祉協議会では、マスクを必要とする方々への提供を目的として、マスクの寄付も受け付けているところです。今後も医療機関等からの要請も含め、市内での感染拡大防止に向けた対策を検討してまいりたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【保健センター】</p>
	2. 妊婦さんに対する支援について、坂東市、常総市、桜川市等は、肺炎にかかると重症化する可能性がある妊婦に対してマスクの配布をしている。取手市としてできる支援は、どのように検討されているのか？	5/11	<p>5/11妊婦に対する新型コロナウイルス対策のひとつとして、厚生労働省による布製マスクの配布が打ち出されましたが、依然として市中でのマスク不足は深刻な状況であると認識しております。そのため、妊婦のみなさまの不安を少しでも解消できればと考え、市から配布することといたします。配付枚数は一人につき5枚とし、連休中に配付を開始いたしました。さらに、新型コロナウイルス感染症に伴う妊娠期及び出産の不安軽減に向け、電話やメール等における個別の相談に関して、今後も万全の体制を整えてまいります。また、呼吸器機能障害、腎臓機能障害の身体障害者手帳所持者に対し一人10枚、及び放課後等デイサービス事業所と児童発達支援事業所に対しても1事業所100枚を順次配付としています。</p> <p style="text-align: right;">【保健センター】</p>
	3. 緊急事態宣言対象地域が全都道府県に拡大され、茨城県は特定警戒都道府県に位置付けられたため状況は変わると考える。保育所へ登園する園児が減っている。職員が休暇が取りづらい状況にあると聞く。早期の改善が必要と考えるが、どのように対応しているのか？	5/11	<p>この度の、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う市内小中学校の臨時休校や取手市内の保育施設の緊急特別保育の実施に伴い、出勤することが著しく困難であると認められる小学生以下の学童保育等が利用出来ず、自分以外のものが世話をを行うことができない子を持つ、全ての市職員に対し「特別休暇」が付与されています。公立保育所においても、特別休暇の取得や在宅勤務の実施などに取り組み、休みが取りやすくなる環境の整備や、感染リスクの抑制に努めています。</p> <p style="text-align: right;">【子育て支援課】</p>
①重症化する可能性の高い支援対象者にマスクの配布	5/1	<p>口頭回答➡①については5月1日から順次配布（一人5枚）②については5月8日から順次配布（一人10枚）③については呼吸器機能障害で身体障害者手帳の交付を受けている方に順次配布（一人10枚）④については慢性呼吸器疾患の持病がある方が把握できるのか、対象者数等も含めて調査する。上記以外に障害児通所施設18カ所に5月8日から順次配布（1カ所100枚）</p> <p>* これまではマスクがなかったために配布できなかった。寄附をいただいたので今後は積極的に配布していく。</p>	
	5/11	<p>市民から寄贈されたマスクの一部を配付し感染防止に役立ってます。対象者は提言の背景にある②の方、③、④について障害福祉課では把握していないので呼吸器機能障害のある方全てを対象にしました。令和2年4月30日現在、身体障害者手帳所持者のうち、障害名に「じん臓機能障害、呼吸器機能障害」のある方440名に対し1人当たり10枚、合計4,400枚のマスクを5月8日より順次、郵送により配布いたします。その他に、障害児通所サービス事業所18カ所に100枚ずつ合計1,800枚を配布いたします。</p> <p style="text-align: right;">【障害福祉課】</p>	

提 言 事 項	② 特定健康診査実施に向けたスケジュール見直しを	5/8	<p>全都道府県が緊急事態宣言の対象地域とされたことを受け、国からは、現在特定健康診査等の実施について、「少なくとも緊急事態宣言の期間において、実施を控えること。」とする通知を受けております。緊急事態宣言期間が延長されるなど、感染拡大については今後の見通しが不透明な状況である中、すでにご報告いたしておりますとおり、健診の夏日程（7月1日～22日）は中止とし、秋日程（10月1日～11月10日）につきましても、感染症拡大の状況次第では日程の変更又は中止を検討する方針としております。しかしながら、提言でのご指摘いただいておりますとおり本事業については、重症化するリスクの高い高齢者の受診率が比較的高い傾向にあることから、受診環境に十分な配慮を行い、感染拡大状況を慎重に精査した上で、現状可能な最大限の受診機会の提供を行っていくべきと考えております。健診夏日程中止に伴い大幅な受診者増が見込まれる秋日程実施に際しては、実施時間の延長・実施日程の追加等に加え、受診環境への十分な配慮について、取手市医師会に健診業務を委託しております二市一町の担当者及び保健センターと連携を図りながら実施を前提に検討していく予定です。また、7月から例年どおり予約制で実施する予定であります市内医療機関健診につきましても、夏の集団健診中止に伴う受診者増に対応できる体制づくりにもご配慮いただけるよう、市医師会と連携し各医療機関に依頼をしております。さらに、外出自粛により、高齢者を中心に生活が不活発になる等の健康影響が危惧されることについても、感染防止に十分留意、配慮した上で情報提供を行うなど、健康維持のための適切な支援を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【国保年金課】</p>
		5/27	<p>健診の夏日程中止については、変更はありません。夏日程で実施できなかった会場について、秋日程の前後に日程を確保しました。6月下旬に二市一町の担当者及び保健センターと実施機関とで、実施に向けた調整を行います。また、7月から予約制で実施する市内医療機関健診につきましては、夏の集団健診中止に伴う受診者増に対応できる体制づくりにもご配慮いただけるよう、市医師会と連携し各医療機関に依頼をいたしました。</p> <p style="text-align: right;">【国保年金課】</p>
	③ 取手緑地公園での個人利用に関し、より一層の注意喚起実施を	5/1	<p>口頭回答▶緑地運動公園のバスケットボール用ゴール、サッカー用ゴールを撤去した。また、駐車場を併設する公園には、感染拡大予防のための注意喚起看板を設置した。5月2日～6日までの期間中、市職員が公用車3台で市内の公園、運動施設など人が密集する可能性のある場所を中心に、外出自粛ご協力へのお礼や感染拡大防止に向けたお願いの巡回をする。</p>
		5/8	<p>取手緑地運動公園の利用における感染症予防対策につきましては、4月4日から有料施設とパーベキュー場の利用を中止し、自由に使用できるバスケットコートやサッカーコートにおいては、利用者が過密となる状況が懸念されたため、大型連休前の4月28日から順次各ゴール施設を撤去、使用不可の措置を行っております。その他、公園内の案内版や駐車場には「密を避ける」ことや「空いている時間の利用」の注意喚起看板を設置し、大型連休中は、公園利用状況のパトロールを実施し、有料施設やパーベキュー場の無断使用の監視や混雑状況の確認を行いました。今後とも、公園利用の状況把握に努めるとともに、国土交通省、茨城県等からの指導も踏まえ感染症予防対策の対応を実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【水とみどりの課】</p>
	④ 市ホームページトップページに外国人目線で分かりやすい情報の発信を	5/8	<p>市では、日頃より、誰もが情報を得やすいホームページの作成を目指しており、一般的に行政情報を得づらと言われていた外国出身者でも利用しやすいよう、トップページから利用できる翻訳のツールを導入しております。取手市においては、4月末日現在で約1500人の外国出身者の方がおり、国別に見ると、中国・ベトナム・フィリピン・韓国・ブラジル・ネパール等の出身者が多く在住しています。現在、利用できる翻訳言語は、5か国語・6種類（英語・ポルトガル語・スペイン語・韓国語・中国語簡体字／繁体字）で、そのほかに日本で暮らす外国出身者にも理解しやすい「やさしいにほんご」のページを作成・掲載することで、できるだけ多くの皆さんに対応できるよう配慮しています。新型コロナウイルス感染症については、外国出身者が関連情報を手に入れやすいようにという配慮から、4月下旬からすでに、トップページの「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ」枠内に、「しんがたコロナウイルスのじょうほう、そうだん（やさしいにほんご）」のページを掲載しているところです。また、特に必要な情報としてご指摘いただいた定額給付金関連の情報につきましては、5月2日に、トップページ枠内の日本人向けページと同じ場所に、目立つように『特別定額給付金（とくべつていがくきゅうふきん）（やさしいにほんご）』のページを設け、さらにページ内には、総務省による各国翻訳版の説明書を掲載しております。今後も、さまざまな内容の情報が出てくるのが考えられますが、引き続き「情報にたどり着きやすいホームページ」と「わかりやすい内容」を心掛けて、ホームページ作成に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">【魅力とりで発信課】</p>
⑤ 令和3年度予算編成に向けた歳入減少想定 の早期実施を	5/8	<p>ご提言のとおり、感染症拡大の影響により市税収入をはじめとする歳入に大きな影響が出ると想定しております。一方で、それらの影響がどういった形で表出するか、どれほどの規模になるのか、等を見込むことは極めて不透明な状況です。しかし、令和3年度予算の編成においては、歳入の落ち込みを想定した上で作業を進める必要があることも明らかでございますので、あくまでいくつかの仮定や条件を置いたうえでの想定とはなりますが、今後、状況の推移を見極めつつ、試算の方法等についても検討を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【財政課】</p>	

⑥定額給付金支給事務は全庁一丸で実施すること	5/1	口頭回答⇒給付金の交付時期については、各会派代表者の皆さんに説明のとおり。なお、市民への周知や相談対応のため、ゴールデンウィーク期間中も総務部やまちづくり振興部で職員を配置して電話相談体制を整える。
	5/8	ゴールデンウィーク期間中は、まちづくり振興部だけでなく総務部の職員も配置し、市民への周知や問い合わせなどの電話対応、給付金事業実施に向けた事務作業にあたりました。また、今後の作業となる書類審査、システム入力、申請書発送、申請書受付等の事務について全庁的に職員の動員を依頼しているところであり、効率的に給付に向けた作業を進められるよう庁内全体で取り組んでまいります。 【産業振興課】
	5/27	全庁応援体制により行っております。また、市民に1日でも早く給付金がお届け出来るよう、当面は夜間帯も申請書の確認審査、システム入力等、入金に向けた事務を進めているところです。 【給付金手続き状況】 ・オンライン申請分入金（5/18～24 1,508世帯 3,686人） ※支給率 3.08%（1,508世帯/48,851世帯） ・郵便による申請書発送（5/18～20 全世帯発送済み） ・郵送及びオンライン申請分入金見込み（5/25～6/1 約18,000世帯分） ※支給率 約36.8% 【産業振興課】
⑦軽症者受け入れ施設の確保を	5/1	口頭回答⇒医師会病院での軽傷者受け入れ施設については既にご存じのとおり。ホテルなどの借上げなどは県との協議が必要。
	5/8	茨城県知事の発表によると、軽症者・無症状者の受け入れ態勢は、4月21日時点で公的・民間4施設で約230室の確保となっております。また4月27日の厚労省による「軽症者等に係る宿泊療養のための宿泊施設の確保状況」によると、茨城県における入室数は、230室数のうち26室という報告がなされています。軽症者受け入れ施設について県の担当者に確認したところ、国のマニュアルに則って、ゾーニングなどを含めた様々な条件が伴うとのことから、感染拡大状況と地域発生のバランスを確認しながら、県が条件の整った施設に要請し、確保していくとのことです。今後も県内の発生状況と共に、軽症者に対する県の体制も随時確認してまいります。 【保健センター】
1. 生活支援（生活資金）の対応に関し、社会福祉協議会において件数増加によって多忙となっている。市としての業務応援などどのように取り組んでいくのか。また、ゴールデンウィーク中も窓口対応すべきと考える。	5/1	口頭回答⇒社会福祉協議会でゴールデンウィークも対応していく。現状の職員数で足りていると聞いている。
	5/8	社会福祉協議会では休館となっている施設等もあることから、そちらの職員の応援により対応しています。また、社会福祉協議会の職員数で足りると見込んでいますが、市社会福祉課職員が応援に入ることなども可能である旨を伝えていきます。なお、ゴールデンウィーク中は、社会福祉協議会職員2人体制で窓口対応を実施しました。その結果、特に大きな混乱はなく、滞りなく対応することが出来た旨の報告を受けており、5月1日から6日までの相談件数は30件で、申請件数としては緊急小口資金が19件、総合支援資金が6件、住居確保給付金が1件となっています。 【社会福祉課】
	5/8	（休業要請に応じた施設、応じてくれない施設などの把握） 現在行われている休業要請については、茨城県の対策本部長である県知事の権限により、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項による休業の協力要請が行われていることから、市としては、どの施設が休業要請に応じ、または応じていないのか、把握はできておりません。 ・応じない施設とその理由 応じない理由については、県から休業要請をしていることから、市としての把握は行っておりません。 ・理由を把握して、市として取り組みを求めないのか？ 市としては、休業要請に関しては特措法において権限を持つ県の役割と考慮しており、市独自の要請は行っておりません。しかし、県境にあることから県外からも当該施設に人が流入していることは、報道等をもとより、市民から不安の声が寄せられていることから把握しています。そのため、特措法による休業要請が実効性を持つよう、市長会を通じて県へ要請を実施しております。 【政策推進課】
2. 休業要請（県）の市内における施設などの状況把握 ・休業要請に応じた施設・応じてくれない施設などの把握 ・応じない施設とその理由		

調査事項

<p>3. 休業などによる影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数や相談概要 ・休業になったことから困ったことなど施設所有者・運営側、施設利用者側、双方の立場からの相談状況 	5/8	<p>施設所有者・運営側からの相談は受けておりません。また、利用者からではありませんが、一部業態（パチンコ店、ネットカフェ、その他小売店）に関し、営業を続けていることへの不安の声は寄せられています（5月7日現在でweb及び電話からの問い合わせで99件）。</p> <p style="text-align: right;">【政策推進課】</p>
<p>4. クラスターが危惧される施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットカフェの状況は ・今後、ネットカフェが閉鎖された際、利用者の生活困難を引き起こさないか 	5/8	<p>市内1店舗については、当該施設HPより、営業を継続していることを把握しております。茨城県が休業要請に伴い、ネットカフェを宿泊施設や生活拠点として利用していた方に対する「協力宿泊施設」を茨城県のホームページ上で紹介している他、市町村の生活困窮者自立支援機関である取手市社会福祉協議会においても相談を受けております。</p> <p style="text-align: right;">【政策推進課】</p>
<p>5. パチンコ店の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内パチンコ店1カ所の営業自粛に対する市としての働きかけは。 	5/1	<p>（口頭による回答）5月6日まで休業すると聞いている。</p>
	5/8	<p>市としましては、休業要請に関しては特措法において権限を持つ県の役割と考えており、市独自の要請は行っておりません。しかし、取手市は千葉県との県境に位置することから、県外からも当該施設に人が流入していることは、報道等のもとより、市民からの不安の声が寄せられていることから把握しています。そのため、特措法による休業要請が実効性を持つよう、市長会を通じて県への要請を実施しております。なお、当該施設については、県からの要請を受けて4月28日（火）午後2時から5月6日（水）まで営業を自粛していたことを確認しておりましたが、当該施設のホームページによると、5月7日（木）から営業を再開しているとのこと。また営業再開にあたっては、県外からの人口流入を防ぐため、入り口で身分確認をし、県外からの利用を断る措置を取っているとのこと。なお、国が緊急事態宣言の延長を5月末まで延長したことを受け、茨城県も5月17日（日）まで外出自粛要請や休業要請等の延長をしております。取手市としましては、引き続きこの休業要請の対象となる施設については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、対策が実効性を持つものとなるべく、権限を最大限に行使するよう求めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【政策推進課】</p>
<p>6. 生活支援（生活資金）の相談、受付対応状況</p>	5/8	<p>4月の相談件数が291件でしたが、これは令和元年度の年間相談件数217件を大幅に超えている状況です。なお、4月の申請件数としては緊急小口資金が105件、総合支援資金が5件、住居確保給付金が4件となっています。</p> <p style="text-align: right;">【社会福祉課】</p>
<p>7. 今後、増加が見込まれる生活保護の申請及び生活保護の審査体制の強化（人員増の検討）</p>	5/8	<p>社会福祉協議会における相談件数は増加傾向にありますが、一方で新型コロナウイルスの影響による生活保護相談件数は5月7日現在で2件となっており、そのうち生活保護申請件数は1件となっている状況です。また、ウイルス感染防止のため職員による訪問調査活動を実施していない状況でもあることから、今後の生活保護申請については現状の職員数で対応可能であることを見込んでいます。</p> <p style="text-align: right;">【社会福祉課】</p>
<p>8. 災害時業務継続計画(BCP)を策定しているが、今回の感染症関係の業務継続計画を議会に報告を求める。</p>	5/1	<p>口頭回答⇒案はできあがったのででき次第報告する。</p>
	5/8	<p>災害時業務継続計画については、計画書部分及びそれに基づく業務継続手法について全庁的な取りまとめを経て策定をしたところ。内容については、別添のとおりご報告いたします。なお、内容につきましては、状況を鑑みながら、随時更新してまいります。</p> <p style="text-align: right;">【政策推進課】</p>
<p>9. 速やかな定額給付金が求められている中、市としての給付時期はいつになるのか。</p>	5/1	<p>口頭回答⇒オンライン申請については、5月7日又は8日に受付開始し18日から支給手続きに着手できるよう進めている。郵送申請は、5月18日に発送、25日から支給手続きに着手する予定。</p>
	5/8	<p>オンライン申請分については、受付を5月2日から開始、給付手続きを18日から着手、申請書の郵送による申請分は申請書の郵送を18日から開始、給付手続きを25日から着手する予定となっています。</p> <p style="text-align: right;">【産業振興課】</p>

	5/8	<p>10. 定額給付金受付が殺到することが予想される。生活困窮者に速やかに渡るよう、生活にゆとりのある方は申請手続きを少し遅らせてほしい。などをお願いの市長メッセージを発信したらどうか。</p> <p>定額給付金についてですが、ご存知のとおり、当初は生活支援臨時給付金として収入が減った方を対象とした給付を予定していたものです。その後、すべての国民を対象に、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うものとして、一律、1人当たり10万円の給付を行うものに切り替わりました。元々の制度における給付の趣旨としては、生活に困窮した方への給付という趣旨があったわけですが、市として、生活困窮者に速やかに行き届くよう、ゆとりがある方には遅めの申請をお願いするという形で政府が設けているものとの得ません。今回の給付趣旨としては、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律の給付という形で政府が設けているもので、市民の方に対して申請手続きを遅らせてほしい等のお願いはせず、1日も早く、皆様のお手元にお届けしてまいりたいと考えております。そのため、5月1日付けで「定額給付金対策室」を産業振興課内に設置し、組織体制を整えました。また、5月9日からは、全部署からの応援職員を一日あたり20名から45名（日によって異なる）を動員し、可能な限り速やかに皆さまのお手元に届くよう進めておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【政策推進課】</p>
<p style="text-align: center;">提 言 事 項</p>	5/15	<p>① コロナの軽症者に「自宅療養セット」支給を提言する。なお、同様の課題解決策として、第1回提言時「緊急時生活支援チーム」の設置を提言しているが「近隣自治体を調査」で止まっている。併せて再提言し、軽症者の日常生活をサポートする体制の整備を提言するもの。なお、本提言は、将来の備えとして今から調査研究を求めるもの。</p> <p>緊急事態宣言が発出され、市民の皆さまは不要不急の外出自粛等や、3密に注意しながらの生活にご協力いただいていることで、県内においては新たな感染者の発生はなく落ち着いた状態を保っております。今後緊急事態宣言が解除される見通しではありますが、第2波、第3波としての感染拡大も予想されており、今後の中でも外出自粛となる軽症者の方々が発生することを想定し、そうした支援の必要性を感じているところです。都内の自治体においては、事情があって自宅療養する軽症者に向けて、生活必需品として1週間分の食料品や日用品の支給を開始しています。取手市においても今後の感染拡大時に備え、対策本部給付支援班にて内容の検討や体制を整え、必要とする方に寄り添った支援を行うことができるよう準備して参りたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【本部事務局 健康づくり推進課】</p>
	5/15	<p>テイクアウト販売価格の一部を市が補助すること。また、出前アプリ等の活用や利用支援を図②することを提言する。</p> <p>市内飲食店の支援につきましては、商工会と連携してテイクアウト紹介WEBサイト「TORIDE TAKEOUT(トリデ テイクアウト)」を5月3日に開設したところですが、多くの市民の方が利用していただけるよう、提言事項にもあるような販売価格の一部を補助する施策を創設することとしました。本制度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に売上げの減少や業績の悪化が顕著となっている飲食事業者への支援として、販売価格の一部を市が補助し、市民の消費喚起と事業者の経営を応援するものです。詳しい制度概要につきましては、近日中に発表させていただきます。なお、出前アプリ等の活用は現時点では考えておりませんが、商工会との連携はもちろんのこと、駅周辺の大手商業事業者や地域のスーパー等の協力をいただきながら、利用支援に向けた取り組みについても調整を進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【産業振興課】</p>
	5/15	<p>1. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や一財による取手市として実施予定の事業は？</p> <p>現在、市議会災害対策会議からいただいたご提言等も重視しつつ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や市の一般財源を活用した事業について、生活支援、経済支援、感染拡大防止の三本柱で検討を進めている段階であります。まず、生活支援に関しては、子育て世帯に対して、市独自で所得制限なしの給付を行います。具体的には、国の支給とは別に、児童手当の支給対象児童一人当たり10,000円を支給し、さらに児童扶養手当の対象世帯には1世帯あたり20,000円を給付します。経済支援に関しては、商工事業者への給付として、国の持続化給付金の対象にならなかった、売上が前年同月比で30%～50%減少している事業者に給付金を支給します。また、テイクアウト販売を行う飲食事業者の支援として、一食当たり300円を補助します。感染拡大防止としては、まず、次亜塩素酸水生成機を購入し、消毒液(除菌電解水等)を市民の皆様へ無料配布します。また、小中学校の保健室や放課後子どもクラブに空気清浄機を設置します。さらに、災害時の避難所を開設した際の衛生環境を保つため、パーテーション等を購入します。これらの事業については、基本的には6月議会の補正予算に計上し、ご審議をいただく予定であります。特に早期実施が必要な消毒液の無料配布や小中学校の再開に要する経費等については、専決処分にて対応させていただくことも視野に検討しております。</p> <p style="text-align: right;">【財政課】</p>

<p>2. 発熱外来設置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市として、発熱外来設置についての考えはどうか？ ・医師会に判断を委ねるのではなく、市としてどういう方針を持っているかをはっきりすべき。 ・設置は必要ないと考えているのか、必要だが課題があるという検討なのか。 	5/15	<p>現時点での茨城県の感染者発生状況をみますと、その状況は徐々に落ち着きを見せております。市内の診療状況について医師会の先生方に確認しますと、市民の受診が困難な状況にはなく、感染予防を徹底したうえで受診がなされているとお話から、現状では市内の受診環境も落ち着いており、強く早急な発熱外来設置の必要性は低いものと考えるところです。一方、今後第2波、第3波の感染拡大に対する対応としては、想定に入れておかなければならず、その際の対応につきましては、県及び県医師会の指示に従ってまいりたいと思います。今後も市内の診療状況に注視し、設置の主体である県及び県医師会が準備を進めるスキームの下、地域医療機関及び医師会との連携・調整に努め、その必要性が高まった折りに、設置主体に強く要望をしていきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【保健センター】</p>
<p>3. オンライン指導の強化</p> <p>文部科学省は全国の自治体に対して、2万5000校を超える小中学校や高校などにどのような学習支援をしているか調査した結果、教科書やプリントなど紙の教材を活用した家庭学習はすべての自治体が指導していたが、パソコンなどの端末を使って対面でのオンライン指導に取り組んでいるところは5%であった。取手市の今後の計画はどうなっているのか。</p>	5/15	<p>オンライン指導の強化につきましては、5月12日(火)に市内各小中学校から情報教育担当教員1名ずつを集めて、オンライン会議サービスアプリケーション「Zoom」を使った体験的な研修を実施しました。</p> <p>また、5月13日(木)・14日(金)の2日間に渡り、市内小学校1校の協力を得て、まずはオンラインでの「朝の会」を実施したところです。今後は、その成果と課題を整理した上で、ICTスタッフの力を活用しながら、各校でオンライン学習の中心的な役割を担う教員の育成を行っていく予定です。その教員をリーダーとして、各校で、オンラインを活用した児童生徒とのコミュニケーションや授業づくり、また、学習支援のツールとして取り入れていきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【指導課】</p>
<p>4. 市内でのオンライン診療ができる病院の把握は。(把握情報を市民に広報を)</p>	5/15	<p>オンライン診療が対応できる全国の医療機関のリストは、厚生労働省のホームページに掲載されており、市内は12医療機関となっております。医療機関のリストは、既にホームページに掲載しており、6月1日号の広報にも掲載予定です(ただし、JAとりで総合医療センター、東取手病院、ローズ皮膚科クリニック、松丸内科クリニックは掲載に関して返答が来次第掲載予定)。オンライン診療の現状としては、JAとりで総合医療センターや東取手病院におけるオンライン診療(現時点では、電話での診療)は増加しているとのことです。</p> <p>東取手病院(再診のみ)は、4月は119件、5月は(14日時点)30件とのことです。それ以外の医療機関においては、他医療機関に受診できず薬だけの希望者が少数であったり、全くオンライン診療を使う受診者がいないという状況です。</p> <p>〈市内医療機関〉JAとりで総合医療センター、戸頭クリニック、宗仁会病院、松丸内科クリニック、常総病院、村橋整形外科皮膚科医院、西間木病院、松本眼科、東取手病院、メイプル子どもクリニック、椎貝クリニック、ローズ皮膚科クリニック</p> <p style="text-align: right;">【保健センター】</p>
<p>5. 高齢者の健康状態の確認はどのように実施しているのか。また実施していくのか。</p>	5/15	<p>高齢者の健康状態の確認の実施方法については、市内4か所の地域支援センターが、介護保険の認定を受けていない75歳以上の独居・高齢者世帯に対し健康状態確認の電話をし、必要に応じ訪問を行い支援を行っています。電話が通じない場合は、地域包括支援センターの職員が訪問し、連絡をもらえるようにメモと介護予防などのパンフレットを投函しています。また5月15日号の広報とりででは、地域包括支援センターからの電話を高齢者が安心して受けられるよう、地域包括支援センターが健康状態の確認や相談をうける電話をしていることを周知したところです。さらに、緊急通報装置の相談ボタンにより、保健師・看護師等が健康に対する相談を受けています。</p> <p>また、配食サービスや愛の定期便は高齢者の安否確認だけでなく、体調不良を早期発見し健康状態の確認が行えています。</p> <p style="text-align: right;">【高齢福祉課】</p>

<p>6. 小中学校の学校再開に向けて、今後の見通し、方向性、どのような協議がなされているか？</p>	<p>5/15</p>	<p>小中学校の学校再開につきましては、5月7日(木)に県が示しました「本県のコロナ対策指針の基本的な考え方について」に基づき、5月25日(月)から分散登校を5日間実施し、6月15日(月)からの通常登校に向けて段階的に準備を進めていくこととしています。 また、分散登校の際の指導内容につきましては、市校長会等と協議を行い、学習指導に加え、児童生徒の心理的な不安の把握・解消、新型コロナウイルス感染症の予防についての指導、感染症に関連する差別や偏見についての指導、給食実施を見据えた事前指導などを計画的に実施することとしました。</p> <p>【指導課】</p>
	<p>5/27</p>	<p>小中学校の学校再開につきましては、5月7日(木)に県が示しました「本県のコロナ対策指針の基本的な考え方について」に基づき、5月25日(月)から6月4日(木)まで分散登校を実施し、子どもたちの心身の状況の確認、学習指導等を行っています。 また、5月25日(月)に臨時校長会を開催して今後の学校開催についての協議を行い、5月22日(金)に茨城県から示された学校再開の方針を踏まえ、本市においても6月8日(月)から通常登校を開始することを確認しました。</p> <p>【指導課】</p>
<p>7. 中学校3年生の受験時期に差し掛かってくるが、生徒・保護者に対する教育委員会での指導内容・課題。教育委員会でのどのように把握して、検討しているのか？(サポート体制等のニーズ把握、それに対する内容、課題等)</p>	<p>5/15</p>	<p>全ての小中学校において、5月7日(木)・8日(金)の2日間に渡って教員が各家庭を訪問して課題配付を行いました。配付した課題の分からないことや疑問点については、電話、ファックス、電子メール、登校による相談を実施し、学習の支援を行っているところです。 また、5月25日(月)から実施する分散登校の際には、児童生徒の心理的な不安の把握・解消に努めるとともに、面談の内容を保護者と共有するよう各学校に依頼しております。併せて、登校できない児童生徒に対しても不利益が生じないようにするための手立てを講じるよう依頼しております。中学校3年生に対しましては、分散登校開始翌日の5月26日(火)から6月1日(月)の午後の時間を利用して、希望者対象の学習相談を実施する予定です。引き続き各学校との連携を密にし、受験時期に必要な学習支援体制を整えとともに、進路に関する様々な情報の発信を速やかに行うよう県教育委員会に対して積極的に働きかけてまいります。</p> <p>【指導課】</p>
	<p>5/27</p>	<p>全ての小中学校において、5月7日(木)・8日(金)の2日間に渡って教員が各家庭を訪問して課題配付を行いました。配付した課題の分からないことや疑問点については、電話、ファックス、電子メール、登校による相談を実施し、学習の支援を行っているところです。 また、5月25日(月)から実施している分散登校の際には、各学校において個別面談を実施し児童生徒の心理的な不安の把握・解消に努めるとともに、面談の内容を保護者と共有する取組を行っています。併せて、登校できない児童生徒に対しても不利益が生じないようにするための手立てを講じるよう依頼しております。中学校3年生に対しましては、分散登校開始翌日の5月26日(火)から6月1日(月)の午後の時間を利用して、希望者対象の学習相談を実施しています。引き続き各学校との連携を密にし、受験時期に必要な学習支援体制を整えとともに、進路に関する様々な情報の発信を速やかに行うよう県教育委員会に対して積極的に働きかけてまいります。</p> <p>【指導課】</p>